

本郷産業廃棄物最終処分場の管理体制の強化等を求める意見書

本市議会は、広島県に対して、本郷産業廃棄物処理施設の建設が計画されたときから、安全・安心な水源の確保が脅かされる可能性等について、竹原市民は大きな不安と懸念を感じていたため、平成31年4月9日付けで「本郷産業廃棄物最終処分場建設計画に係る意見書」を提出しました。また、令和5年6月29日に広島県が搬入停止の指導を行っているにもかかわらず、同年7月8日には廃棄物が搬入されていたことが確認され、このような産業廃棄物処理施設設置者の対応は、生活環境の保全上支障を生じさせるおそれがあるため、令和5年8月8日付けで「産業廃棄物処理施設設置者に対する行政処分に関する意見書」を提出するなど、市民の不安を取り除けるよう対応してきたところです。

しかし、令和4年9月に本郷産業廃棄物最終処分場の運用が開始されてから2年余りの間に、水質検査での基準値超過等により4回の行政指導が行われる事態となっており、今後における地域の環境悪化への不安は日に日に増しております。

こうした状況に鑑み、本市議会では、広島県に対して、水質の基準値超過の早急な原因究明と改善の実現を求め、次の事項を強く要望します。

- 1 度重なる行政指導を踏まえ、厳正な対応を行うこと。
- 2 展開検査の適正な実施に向けた指導を徹底すること。
- 3 水質検査の実施など行政検査を今後も継続すること。
- 4 住民説明会の開催など適宜地域住民に情報提供をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年4月24日

広島県知事 湯 崎 英 彦 様

竹 原 市 議 会